

証券コード 3372
(発送日) 2025年 6 月 9 日
(電子提供措置開始日) 2025年 6 月 3 日

株主のみなさまへ

大阪府松原市三宅東一丁目 8 番 7 号
株 式 会 社 関 門 海
代表取締役社長 山 口 久 美 子

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法および当社定款の定めに従い、株主総会参考資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトに掲載しております。下記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kanmonkai.co.jp/ir/ir.php?cn=5>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3372/teiji/>



なお、当日ご来場されない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年 6 月 23 日（月曜日）午後 6 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年 6 月 24 日（火曜日）午後 1 時
2. 場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番 89 号
住吉大社吉祥殿 1 階「明石の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第 37 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 37 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 取締役 3 名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
 - 第 4 号議案 補欠取締役 1 名選任の件
4. 招 集 に あ た っ て の 決 定 事 項 （ 議 決 権 行 使 に つ い て の ご 案 内 ）
書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対す
る賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い
いたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。\_\_\_\_\_

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎当日ご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、個人消費に回復は見られるものの物価高騰などの影響もあり国内の消費活動には先行き不透明感が見られ外食需要も弱まりつつあります。

「玄品」店舗においては、引き続きインバウンド旅行客は堅調に推移しており、また、生活スタイルの変化が根付いたことでデリバリーサービスによるうなぎ料理の需要がマッチし年を追うごとに販売数が増加しております。また、新たな顧客獲得のため焼きふぐ業態を2店舗展開いたしました。本社工場においては、販路拡大や繁忙期の店舗負担軽減のための加工にも注力するため、人員の拡充に努め生産体制強化に取り組んで参りました。

当社グループの主力事業である「玄品」等の直営店舗の売上高は、4,107百万円（前期比4.3%増）となりました。インバウンド旅行客が堅調に推移したほか、「ふぐの日」などの節目に開催した各フェアが好評だったことに加え、天然とらふぐコース、「うなぎ」を含むコース料理も売上高増加に寄与いたしました。

なお、直営既存店売上高は4,008百万円（前期比7.5%増）、当連結会計年度末の「玄品」直営店舗数は、閉店1店舗、フランチャイズへの業態転換により1店舗減少し41店舗となりました。

「玄品」フランチャイズ事業におきましても、直営店舗と同様堅調に推移しており、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等によるフランチャイズ売上高は345百万円（前期比3.3%増）、フランチャイズ店舗における国内既存店末端売上高は973百万円（前期比3.7%増）となり、当連結会計年度末の「玄品」フランチャイズ店舗数は、直営からの移管1店舗、上海淮海店の移転準備のための減少により24店舗となっております。

その他の業態の当連結会計年度末の店舗数は前期末と変わらず1店舗、本部に係る売上高も含めた当連結会計年度の売上高は、小売り・流通業界や食材卸業者への食材販売が増加したこと等により、売上高は811百万円

（前期比9.3%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、5,264百万円（前期比4.9%増）となりました。

利益面においては、店舗売上高が増加したこと等により、売上総利益は3,508百万円（前期比7.3%増）となりました。販売費及び一般管理費については、継続的な採用難の中従業員待遇向上のための賞与支給や臨時雇用者の採用費・人件費高騰によるコスト増加やフェア等に伴う広告宣伝費、SEO・SEO費用が増加しました。また、物流の内製化が軌道に乗ったほかコスト管理の徹底・継続の効果により3,180百万円（前期比5.4%増）となりました。以上の結果、営業利益は327百万円（前期比31.2%増）、経常利益は300百万円（前期比46.1%増）となりました。また、特別損失として減損損失6百万円、店舗閉鎖損失2百万円等を計上したこと等のほか繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額89百万円を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は、378百万円（前期比14.3%増）となりました。

また、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は84百万円であります。その主なものは、既存店舗及び本社工場の改装・改修等であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分             | 第34期<br>(2022年3月期) | 第35期<br>(2023年3月期) | 第36期<br>(2024年3月期) | 第37期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高             | 2,603,688          | 4,210,139          | 5,015,889          | 5,264,115                       |
| 経常利益            | 57,066             | 65,742             | 205,306            | 300,005                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 600                | 206,300            | 330,837            | 378,022                         |
| 1株当たり当期純利益(円)   | 0.04               | 15.06              | 24.15              | 27.60                           |
| 総資産             | 4,341,314          | 4,860,131          | 4,604,788          | 3,316,982                       |
| 純資産             | 366,643            | 573,143            | 910,992            | 1,289,822                       |
| 1株当たり純資産額(円)    | 26.62              | 41.83              | 66.50              | 94.16                           |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                              | 第34期<br>(2022年3月期) | 第35期<br>(2023年3月期) | 第36期<br>(2024年3月期) | 第37期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高                              | 1,393,594          | 1,866,789          | 3,905,472          | 5,177,401                     |
| 経常利益                             | 46,964             | 75,524             | 297,168            | 301,631                       |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                  | △589               | 209,398            | 333,197            | 379,561                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △0.04              | 15.29              | 24.32              | 27.71                         |
| 総資産                              | 4,222,057          | 4,612,661          | 4,603,915          | 3,305,315                     |
| 純資産                              | 380,181            | 587,659            | 920,834            | 1,300,337                     |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 27.61              | 42.89              | 67.22              | 94.92                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2023年10月1日を効力発生日として連結子会社である株式会社宗國玄品ふぐを吸収合併したことにより第36期以降の売上高が増加しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況等

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況等

| 会 社 名                  | 資本金                  | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                |
|------------------------|----------------------|--------------|------------------------|
| 関門海（上海）貿易有限公司          | 55百万円                | 100%         | 中国事業展開における食材調達等        |
| KANMONKAI-SG PTE. LTD. | 775千<br>シンガポール<br>ドル | 100%         | とらふぐ料理店「玄品」のシンガポールでの展開 |

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、感染症拡大による停滞を脱して緩やかな拡大基調に転じましたが、経済活動の正常化による人手不足や、原材料費・輸送費・人件費等の高騰への対応をしつつ、気候変動や資源の枯渇等の環境問題や、少子高齢化社会の進行等の社会問題といった、仕入れや人的資本に影響する先々の不透明な状況に対応できる経営を目指さなければなりません。

このような状況の中、当社の更なる持続的な成長の実現に向けて注力すべき取組みとして、以下を設定しています。

#### ① 「玄品」ブランドの成長

当社の売上高営業利益率が低い要因といたしまして、主力事業である「玄品」の夏季の収益悪化が挙げられます。当社が、永続的に企業価値を高めていくために、この事業モデルを見つめなおし、年間を通じて顧客のニーズに柔軟に対応できる「美味で健康的な本物のおいしさ」を追求した商品開発を行い、「高い商品力」で認知いただける店舗運営に励みながら、インバウンド旅行客の来店促進、事業の効率性及び生産性等の改善による収益性の向上を進め、基幹店の新規出店を行っていくことにより「玄品」ブランドの向上を図り、中長期的な収益向上及び継続成長のための強固な財務基盤を構築してまいります。

## ② 人的資本経営の推進

少子高齢化が進む中、特に人材難といわれる業界で、当社が今後も顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続け、事業の拡大を図るためには、高い技術やノウハウ等を有する優秀な人材を継続的に確保しつつ、新卒採用を中心とした若手人材の積極採用を行い、社内教育によって育成していくことが重要な課題であると認識しております。当社の企業理念の根本は「人づくり」であることへ立ち返り、従業員の満足度の向上と待遇改善の観点から、賃上げや福利厚生の実施を進めていくとともに、持続的な顧客満足度の向上に主眼を置いた、商品知識・接客・クリンリネス・マネジメントに特化した社内研修を行い、事業展開を推し進める中核人材を育成し、従業員の早期育成と定着に取り組んでまいります。

また、様々な国籍の多様な人材が、個々の強みを活かしつつ活躍し、働き甲斐を感じることでできる環境・組織風土の整備を進め、新たな労働環境を見据えた働き方改革の推進や、女性社員の活躍推進等、様々なライフステージや自己実現を支援する取り組みを進め、持続的に成長可能な体制を構築してまいります。

## ③ 外部販売事業の強化

感染症拡大の影響を受け、事業活動継続のために推し進めた外販・通販事業を、先々の不透明なリスクに備え、当社の主力事業である「玄品」に次ぐ柱とすべく引き続き強化し、さらなる生産体制の構築、必要な設備投資を行ってまいります。

## ④ 内部管理体制の強化

当社は、継続的な事業拡大を推進するにあたり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、当社としては、内部統制システムの適切な運用や社内教育の実施等を通じた会社全体の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性の確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- ① 「玄品」の運営及びフランチャイズ展開・海外展開
- ② 魚介類・水産物の加工製造及び販売

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社 大阪府松原市三宅東一丁目8番7号  
東京本部 東京都千代田区神田司町二丁目2番1号 セキネビル4階

② 主要な子会社の事業所

関門海（上海）貿易有限公司 本社 中国上海市  
KANMONKAI-SG PTE. LTD. 本社 シンガポール

③ 当社グループ店舗

＜直営店舗＞

| 東日本地区店舗 |        | 西日本地区店舗 |        |
|---------|--------|---------|--------|
| 都道府県名   | 店舗数（店） | 都道府県名   | 店舗数（店） |
| 東日本地区   | 25     | 西日本地区   | 16     |
| 北海道     | 1      | 三重県     | 1      |
| 東京都     | 13     | 大阪府     | 11     |
| 神奈川県    | 4      | 兵庫県     | 2      |
| 千葉県     | 4      | 京都府     | 1      |
| 埼玉県     | 3      | 広島県     | 1      |

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 海外店舗 | シンガポール | 1 |
|------|--------|---|

＜フランチャイズ店舗＞

| 東日本地区店舗 |        | 西日本地区店舗 |        |
|---------|--------|---------|--------|
| 都道府県名   | 店舗数（店） | 都道府県名   | 店舗数（店） |
| 東日本地区   | 13     | 西日本地区   | 8      |
| 東京都     | 5      | 愛知県     | 1      |
| 神奈川県    | 6      | 大阪府     | 5      |
| 埼玉県     | 1      | 兵庫県     | 2      |
| 長野県     | 1      |         |        |

|      |    |   |
|------|----|---|
| 海外店舗 | 中国 | 3 |
|------|----|---|



(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

167名

（注）使用人数にはパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-------------------|---------|--------|
| 166名    | 15名増              | 37.5歳   | 7.15年  |

（注）使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 506,670千円 |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行         | 320,002千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 240,000千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 140,000千円 |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 83,338千円  |
| 株 式 会 社 高 知 銀 行         | 70,000千円  |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行         | 70,000千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,698,753株  
(自己株式302,147株を除く)
- ③ 株主数 17,727名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名     | 持株数        | 持株比率   |
|-----------|------------|--------|
| 株式会社樺台    | 4,198,400株 | 30.65% |
| サントリー株式会社 | 698,100株   | 5.10%  |
| 田原 久美子    | 240,900株   | 1.76%  |
| 尾家産業株式会社  | 220,000株   | 1.61%  |
| 関門海福株会    | 138,300株   | 1.01%  |
| 吉田 福太郎    | 135,200株   | 0.99%  |
| 楽天証券株式会社  | 134,500株   | 0.98%  |
| 小野 秀昭     | 68,100株    | 0.50%  |
| 金子 旺子     | 55,550株    | 0.41%  |
| 山口 晴緒     | 55,550株    | 0.41%  |

- (注) 1. 当社は自己株式302,147株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
2. 持株比率は、自己株式（302,147株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|----------|-------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山口久美子 | ㈱樺台代表取締役                            |
| 取締役      | 大村美智也 | 事業統括本部長                             |
| 取締役      | 松下義行  | 非破壊検査㈱顧問                            |
| 常勤監査役    | 阿井公宗  |                                     |
| 監査役      | 近藤行弘  | 弁護士<br>近藤行弘総合法律事務所代表                |
| 監査役      | 小田利昭  | 公認会計士<br>公認会計士小田事務所代表<br>清稜監査法人代表社員 |

- (注) 1. 代表取締役社長山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。
2. 取締役松下義行氏は社外取締役であります。なお、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.(3)② 重要な子会社の状況等」（6ページ）に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずるこ

とのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容で更新予定です。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

##### 1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ア. 取締役個々の報酬については、固定報酬を基本報酬として、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給するものとし、報酬審議会（代表取締役、社外取締役1名、社外有識者である顧問弁護士1名）に諮問のうえ、毎期の株主総会後の取締役会決議で決定する。

イ. 取締役個々に対する業績連動報酬については、事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

ウ. 取締役個々に対する非金銭報酬については、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るため、非金銭報酬としてストック・オプションの付与とし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

##### 2) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度において、報酬審議会が整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断いたしました。

##### 3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |                 | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|----------------|
|                  |                       | 基本報酬                  | 業績連動報酬等<br>(賞与) |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 18,300千円<br>(2,100千円) | 18,300千円<br>(2,100千円) | -<br>(-)        | 3名<br>(1名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7,080千円<br>(2,880千円)  | 7,080千円<br>(2,880千円)  | -<br>(-)        | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 25,380千円<br>(4,980千円) | 25,380千円<br>(4,980千円) | -<br>(-)        | 6名<br>(3名)     |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1999年1月20日開催の第10期定時株主総会において年額

200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

3. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2004年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 取締役のストック・オプションの報酬限度額は、2008年2月28日開催の第19期定時株主総会において年額60,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は1名）です。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松下義行氏は非破壊検査㈱の顧問を兼職しております。なお、当社と非破壊検査㈱との間には、開示すべき関係はありません。

監査役近藤行弘氏は、近藤行弘総合法律事務所の代表を兼職しております。なお、当社と近藤行弘総合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人との間には、開示すべき関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位 | 氏 名     | 取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                              |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役    | 松 下 義 行 | 取締役会における審議、報告に際して、長年に亘る大阪府警察においての高い見識と幅広い経験から、会社経営に対する危機管理等に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。        |
| 監 査 役    | 近 藤 行 弘 | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から、当社の監査体制の強化に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会19回中19回、監査役会14回中14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。 |
| 監 査 役    | 小 田 利 昭 | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から、経営の監視に関する発言を行っております。当事業年度開催の取締役会19回中19回、監査役会14回中14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。    |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人やまぶき

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額         | 科 目           | 金 額         |
|------------|-------------|---------------|-------------|
| 資 産 の 部    |             | 負 債 の 部       |             |
| 【流動資産】     | 【2,310,021】 | 【流動負債】        | 【1,609,880】 |
| 現金及び預金     | 1,403,968   | 買掛金           | 153,339     |
| 売掛金        | 261,397     | 短期借入金         | 900,000     |
| 商品及び製品     | 554,855     | 1年内返済予定の長期借入金 | 139,980     |
| 原材料及び貯蔵品   | 19,326      | 未払金           | 221,826     |
| その他        | 70,724      | 未払法人税等        | 1,974       |
| 貸倒引当金      | △251        | 賞与引当金         | 96,720      |
| 【固定資産】     | 【1,006,960】 | 株主優待引当金       | 8,451       |
| (有形固定資産)   | (520,390)   | その他           | 87,588      |
| 建物及び構築物    | 446,863     | 【固定負債】        | 【417,279】   |
| 機械装置及び運搬具  | 33,097      | 長期借入金         | 390,030     |
| その他        | 40,429      | その他           | 27,249      |
| (無形固定資産)   | (13,269)    | 負債合計          | 2,027,160   |
| その他        | 13,269      | 純資産の部         |             |
| (投資その他の資産) | (473,301)   | 【株主資本】        | 【1,287,723】 |
| 投資有価証券     | 18,552      | 資本金           | 10,000      |
| 差入保証金      | 261,586     | 資本剰余金         | 656,201     |
| 繰延税金資産     | 182,668     | 利益剰余金         | 909,543     |
| その他        | 10,493      | 自己株式          | △288,020    |
| 資産合計       | 3,316,982   | 【その他の包括利益累計額】 | 【2,098】     |
|            |             | 為替換算調整勘定      | 2,098       |
|            |             | 純資産合計         | 1,289,822   |
|            |             | 負債・純資産合計      | 3,316,982   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,264,115 |
| 売 上 原 価               |         | 1,755,598 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,508,516 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,180,930 |
| 営 業 利 益               |         | 327,585   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 772     |           |
| 差 入 保 証 金 回 収 益       | 2,000   |           |
| そ の 他                 | 3,479   | 6,251     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 25,479  |           |
| 支 払 手 数 料             | 5,586   |           |
| そ の 他                 | 2,766   | 33,832    |
| 経 常 利 益               |         | 300,005   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 58      | 58        |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 4       |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 2,232   |           |
| 減 損 損 失               | 6,736   | 8,974     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 291,088   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,114   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △89,048 | △86,933   |
| 当 期 純 利 益             |         | 378,022   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 378,022   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額         | 科 目             | 金 額         |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|
| 資 産 の 部       |             | 負 債 の 部         |             |
| 【流 動 資 産】     | 【2,263,753】 | 【流 動 負 債】       | 【1,587,697】 |
| 現 金 及 び 預 金   | 1,366,140   | 買 掛 金           | 148,432     |
| 売 掛 金         | 260,392     | 短 期 借 入 金       | 900,000     |
| 商 品 及 び 製 品   | 548,003     | 1年内返済予定の長期借入金   | 139,980     |
| 原材料及び貯蔵品      | 19,326      | 未 払 金           | 210,320     |
| 前 払 費 用       | 48,638      | 未 払 費 用         | 14,330      |
| 関係会社短期貸付金     | 30,000      | 未 払 法 人 税 等     | 1,974       |
| そ の 他         | 16,568      | 未 払 消 費 税 等     | 46,558      |
| 貸 倒 引 当 金     | △25,317     | 預 り 金           | 12,525      |
| 【固 定 資 産】     | 【1,041,562】 | 前 受 収 益         | 3,200       |
| (有 形 固 定 資 産) | (519,567)   | 賞 与 引 当 金       | 96,720      |
| 建 物           | 445,228     | 株 主 優 待 引 当 金   | 8,451       |
| 構 築 物         | 1,128       | そ の 他           | 5,204       |
| 機 械 及 び 装 置   | 23,418      | 【固 定 負 債】       | 【417,279】   |
| 車 両 運 搬 具     | 9,679       | 長 期 借 入 金       | 390,030     |
| 工具、器具及び備品     | 37,511      | 長 期 前 受 収 益     | 6,499       |
| 建 設 仮 勘 定     | 2,600       | 預 り 保 証 金       | 20,750      |
| (無 形 固 定 資 産) | (13,269)    | 負 債 合 計         | 2,004,977   |
| 特 許 権         | 537         | 純 資 産 の 部       |             |
| 商 標 権         | 8,175       | 【株 主 資 本】       | 【1,303,337】 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 1,365       | 資 本 金           | 10,000      |
| そ の 他         | 3,190       | 資 本 剰 余 金       | 656,201     |
| (投資その他の資産)    | (508,725)   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 656,201     |
| 投 資 有 価 証 券   | 4,150       | 利 益 剰 余 金       | 922,157     |
| 関 係 会 社 株 式   | 55,000      | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 922,157     |
| 出 資 金         | 330         | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 922,157     |
| 長 期 前 払 費 用   | 10,101      | 自 己 株 式         | △288,020    |
| 差 入 保 証 金     | 256,502     | 純 資 産 合 計       | 1,300,337   |
| 繰 延 税 金 資 産   | 182,580     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 3,305,315   |
| そ の 他         | 62          |                 |             |
| 資 産 合 計       | 3,305,315   |                 |             |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,177,401 |
| 売 上 原 価               |         | 1,727,069 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,450,332 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,121,999 |
| 営 業 利 益               |         | 328,333   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 980     |           |
| 差 入 保 証 金 回 収 益       | 2,000   |           |
| そ の 他                 | 4,141   | 7,122     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 25,479  |           |
| 支 払 手 数 料             | 5,586   |           |
| そ の 他                 | 2,758   | 33,824    |
| 経 常 利 益               |         | 301,631   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 58      | 58        |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 4       |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 2,232   |           |
| 減 損 損 失               | 6,736   | 8,974     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 292,715   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,114   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △88,960 | △86,845   |
| 当 期 純 利 益             |         | 379,561   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
大阪事務所

|             |       |   |   |   |   |
|-------------|-------|---|---|---|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 西 | 岡 | 朋 | 晃 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 平 | 野 | 泰 | 久 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関門海の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
大阪事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 西 岡 朋 晃 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 平 野 泰 久 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関門海の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十



分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社関門海 監査役会

常勤監査役 阿 井 公 宗 ㊟

社外監査役 近 藤 行 弘 ㊟

社外監査役 小 田 利 昭 ㊟

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～17. （条文省略）<br/>（新設）</p> <p>18. （条文省略）</p> | <p>（目的）</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～17. （現行どおり）</p> <p><u>18. 一般貨物自動車運送事業並びに</u><br/><u>貨物軽自動車運送事業及び倉庫業</u></p> <p><u>19.</u> （現行どおり）</p> |

#### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>（ 生 年 月 日 ）         | 略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | やまぐちくみこ<br>山 口 久 美 子<br>(1972年3月21日生) | 1998年2月 ㈱サンミート（現㈱椿台）代表取締役（現任）<br>2012年11月 当社入社<br>2015年7月 当社執行役員CⅠ推進本部長兼商品・営業企画部長<br>2017年6月 当社取締役副社長<br>2017年7月 ㈱西國玄品ふぐ取締役<br>2018年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2019年5月 ㈱宗國玄品ふぐ代表取締役社長<br>2023年10月 当社商品開発本部長 | 240,900株          |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | おおむらみちや<br>大 村 美智也<br>(1966年1月11日生)  | 1989年5月 当社入社<br>2004年6月 当社取締役<br>2008年2月 当社玄品ふぐ事業部長<br>2011年12月 当社営業本部長<br>2015年7月 当社商品・営業統括本部長<br>2017年7月 ㈱西國玄品ふぐ代表取締役社長<br>2019年4月 ㈱東國玄品ふぐ代表取締役社長<br>2019年5月 ㈱宗國玄品ふぐ代表取締役副社長<br>2021年6月 当社取締役調達物流本部長<br>2023年10月 当社取締役営業本部長<br>2024年9月 当社取締役事業統括本部長(現任) | 7,000株            |
| 3          | まつしたよしゆき<br>松 下 義 行<br>(1944年8月28日生) | 1999年3月 大阪府警察 東警察署長<br>2000年3月 同第一方面本部長<br>2001年1月 同刑事部長<br>2003年2月 同警視監 大阪府警察退職<br>2003年3月 大阪府警察信用組合理事長<br>2003年4月 大阪市入札等監視委員会委員長<br>同事業見直し委員会委員<br>2003年9月 大阪証券取引所上場委員会委員長<br>2010年4月 非破壊検査㈱顧問(現任)<br>2014年1月 関西国際大学学長特別補佐<br>2016年6月 当社社外取締役(現任)       | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松下義行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松下義行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間  
は、本株主総会終結の時をもって9年となります。
4. 松下義行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る大阪府警察においての幅広  
い経験に基づき、今後も、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと  
判断したためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありません  
が、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判  
断し選任をお願いするものであります。
5. 当社は、松下義行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1  
項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限  
度額は法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当  
該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松下義行氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取  
引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員  
とする予定であります。
7. 候補者番号1の山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。
8. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締  
結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責  
任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただ  
し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由がありま

す。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役である近藤行弘氏及び小田利昭氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こん どう ゆき ひろ<br>近 藤 行 弘<br>(1957年9月22日生) | 1991年4月 弁護士登録<br>1995年2月 近藤行弘総合法律事務所開業<br>同事務所代表（現任）<br>2013年6月 当社社外監査役（現任）                                               | 一株         |
| 2     | お だ とし あき<br>小 田 利 昭<br>(1958年8月30日生)   | 1989年10月 公認会計士登録<br>1991年9月 税理士登録<br>1991年10月 公認会計士小田事務所開業<br>同事務所代表（現任）<br>2003年7月 清稜監査法人代表社員（現任）<br>2013年6月 当社社外監査役（現任） | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって12年となります。  
4. 近藤行弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただき、法律専門家としての見地から適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。  
5. 小田利昭氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務関連を中心に高い知識と幅広い経験をもっており、経営の監視や適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。  
6. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
7. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。  
8. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことに備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

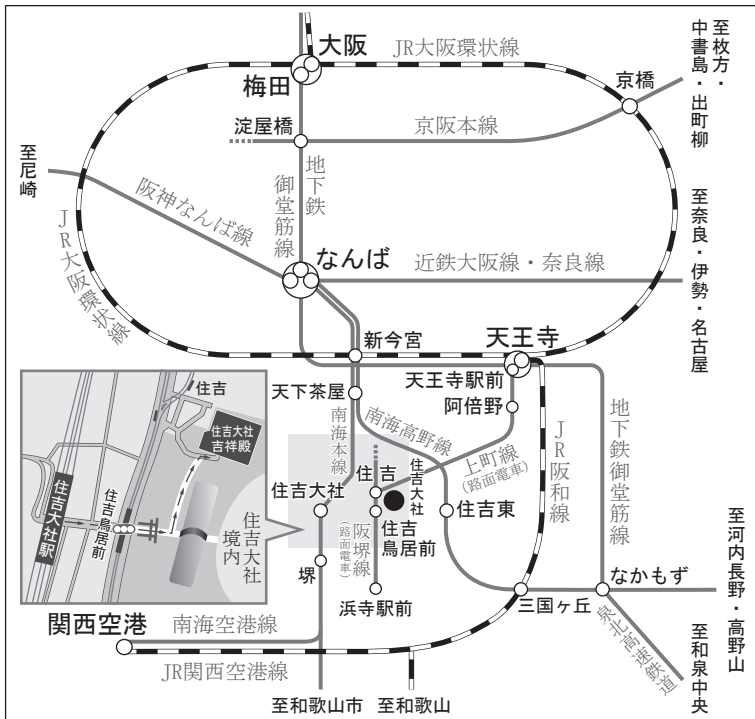
| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の株数 |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| せき ぐち こう いち<br>関 口 弘 一<br>(1952年7月21日生) | 1971年4月 ㈱太陽銀行（現㈱三井住友銀行）入行<br>1987年5月 ㈱家族亭入社<br>2003年6月 同社取締役経理部長<br>2016年1月 当社入社<br>2019年1月 合併会社 上海玄品餐饮管理有限公司監査役（現任）<br>2019年5月 ㈱宗國玄品ふぐ監査役<br>2023年10月 当社経営支援本部長<br>2024年9月 当社経理財務部長（現任） | 1,200株      |

- （注）1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2．候補者を補欠取締役候補者とした理由は、万が一の員数を欠く緊急事態発生の際、飲食業界での10年余に亘る取締役経験により、即時対応可能であると判断したためです。
- 3．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

以上

## 株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番89号  
住吉大社吉祥殿 1 階「明石の間」



交 通 ●南海電鉄 南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約3分  
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約5分  
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分

●阪堺電気軌道（路面電車）

阪堺線・上町線「住吉」駅から徒歩すぐ

※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。